

滑つてけが店に責任?

相次ぐ訴訟…賠償の例も

お店などで滑つて転んでけがをした人が、「床に問題があった」として裁判を起こす例が相次いでいる。高齢者の死亡原因のうち、転倒事故は年間約5千件で、交通事故を上回る。未然防止のため、床を滑りにくくする「防滑」に取り組む事業者も出てきた。

大阪市の50代主婦は4

月、市内のリサイクル店を

相手取り約800万円の賠

償を求める裁判を起こし

た。雨でぬれた床で滑り、

足の靴帶を切るけがを負つ

た。入院生活は約1カ月に及んだ。

主婦側は訴状で、「客が

転ばないようにする義務があつた」と主張。足拭きマ

ットを敷いたり、床の清掃

回数を増やしたりするべき

だつたと訴えている。一方、店側は「転倒には女性の過失が関係している」として争う姿勢だ。

同様の訴訟では、店側に賠償を命じるケースも出ている。岡山地裁は2013年、「ショッピングセンターの床に落ちていたアイスクリームで滑つて転んだ」とする70代女性の訴えを認め、店側に約860万円の支払いを命令。大阪地裁では「餃子の王将」店内で転んだ40代女性に対し、店側が解決金100万円を支払う和解が15年に成立し

認め、店側に約860万円の支払いを命令。大阪地裁では「餃子の王将」店内で転んだ40代女性に対し、店側が解決金100万円を支

「防滑」

飲食店や
高速SA



床を洗浄後、特殊な薬剤を塗って滑り止め工事をする作業員=防滑業振興協会提供

特殊な薬剤塗布・床にテープ

「昔なら『自分が悪い』となつた事案でも、ここ10

年ほどで提訴になることが増えたように感じます」。建物内の事故訴訟に詳しい佐藤貴美弁護士（第一東京弁護士会）は話す。インターネットの普及に伴い、同種事故の訴訟情報が入手しやすくなつたほか、権利意識の向上も背景にあると

みている。ただ、訴訟を起こしても、不注意だったとして主張が全面的に認められることはまれという。佐藤弁護士は「いきなり裁判を起こすと社会がギスギスする。店側、客側が丁寧な話し合いで歩み寄ることも大切です」と話す。

大阪工業大学の吉村英祐教授（建築安全計画）は「雨に降られる場所でも表面が塩ビに比べて硬いため、転倒すると危険という。デaign重視が要因になつているとの指摘もある。大阪工業大学の吉村英祐教

授（建築安全計画）は「雨に降られる場所でも表面が塗装されると滑りやすくなる可能性がある。さらに配慮に欠けている建物がある。設計段階で安全重視の観点を探り入れないと、誰もが安心して利用できない」と指摘している。

した「すべり測定士」を派遣し、国交省の指標に合っているか有償で測定。10年度は2件だったが、昨年度は36件に増えた。

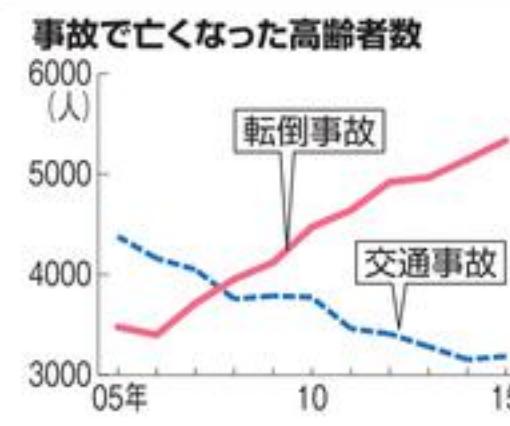
同協会事務局の田中正也さん（49）は「床は時代とともに滑りやすくなつた」と指摘する。店舗の床材は比較的滑りにくい塩化ビニル製が主流だったが、十数年前からセラミック製タイルが流行。表面が滑らかで清掃しやすい平面、水や油分が付着すると滑りやすくなる可能性がある。さらに

高齢者の転倒死年々増加

「安全・安心確保は企業の責任」と話す。10年に設立された「防滑業振興協会」（東京）には現在、建設業者など約40社が加盟。独自の試験に合格

加。2008年には交通事故死者を上回った。15年は転倒死5337人、交通事故死3187人だった。

（采沢嘉高）



国の人口動態調査によるところ、平らな場所で滑るなどして転倒し、亡くなった65歳以上の高齢者は年々増

加。2008年には交通事故死者を上回った。15年は転倒死5337人、交通事故死3187人だった。日本建築学会は08年、床の安全を保つための指標として、「床の滑りにくさ」を数値化したものを作成し、建物の安全性向上などを目的とした「パリアフリー新法」のガイドラインに明記し床材選びや仕上げの参考にするよう促している。

「防滑」に取り組む企業も増えつつある。西日本高速道路（大阪市）はパリアフリー新法が施行された2006年以降、サービスエリア（SA）の店舗など約300施設の床材を、国土交通省の示す

指標に沿うよう選定。部分的な補強には、特殊な薬剤を塗つて対応している。焼き鳥チェーン「鳥貴族」（同市）は転倒が数件あったため、約1年前から床に滑りにくい加工をしたテープを貼つた。担当者は